

### 自衛官等募集事務に係る 対象者情報の除外申し出

自衛官募集事務について、自衛隊法第97条に市町村の法定受託事務と定められており、市では自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官および自衛官候補生の募集のために必要な住民基本情報を提供しています。

令和4年度より自衛隊への情報提供を希望されない人は、申し出により、自衛隊へ提供する情報から除外します。

▽令和8年度対象者

- ①平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ
- ②平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ

▽資料提供の内容

氏名・住所・生年月日・性別

①18歳に到達する年度に自衛隊への情報提供の除外を希望…18歳に到達する年度の4月25日まで

②21歳に到達する年度に自衛隊への情報提供の除外を希望…21歳に到達する年度の12月25日まで(申し出後、市外へ転出していない人は申し出不要)

除外方法など、詳細は市ホームページを確認してください。

☎総務課

TEL 06-6992-1432



### 第4次守口市男女共同参画 推進計画を策定しました

第4次守口市男女共同参画推進計画の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間です。

計画本編については、市ホームページで確認してください。

☎人権市民相談課

TEL 06-6992-1512



### 還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、ATMで直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどのATMに誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、ATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

☎保険課

TEL 06-6992-1545



### 高齢者移動支援バスを運行中

市内の事業者と連携し、高齢者の移動支援を目的とした、高齢者移動支援バスを運行しています。

運行経路

京阪守口市駅⇄松下記念病院

利用日時

月曜日～金曜日(シャトルバスが運行しない日を除く)

乗降場所

▽京阪守口市駅 東口  
(河原町10番5号)

▽松下記念病院 正面玄関  
(外島町5番55号)

利用の際は、乗車マナーを遵守してください。

詳細は、市ホームページを確認してください。

☎都市・交通計画課

TEL 06-6992-1685



### 固定資産税・都市計画税 ～転居したとき～

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)時点で固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。

市外に転出しても、市内に固定資産を所有している場合は引き続き課税の対象になります。ただし、海外への転勤などで家族全員が国外に転出している場合は、あらかじめ納税管理人※を選定し、申告してください。

※納税義務者に代わり、納税に関する一切の手続きを行う人

納税管理人の選定がないと、納税通知書は海外まで送達できないため、やむをえず公示送達(市役所の掲示場に一定期間公示することで書類が送達されたものとみなされる制度)を行うことがあります。必ず納税管理人を選定してください。

また、帰国により本人が納税可能となった場合は、すみやかに納税管理人の取り消しを申告してください。

☎課税課資産税担当

TEL 06-6992-1474

### 住宅の耐震診断・ 耐震改修工事を応援

震災に強いまちづくりを進めるために、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断・耐震改修工事費用の一部を補助しています。

詳しくは問い合わせください。

☎住宅まちづくり課

TEL 06-6992-1698

### 軽自動車税

軽自動車税はその年の4月1日時点で原動機付自転車(特定小型原動機付自転車含む)、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車、三輪以上の軽自動車をも所有または使用している人に対して課税されます。

今年度分の通知書は5月に発送予定です。

納付期限 6月1日(月)まで

☎課税課税政担当

TEL 06-6992-1458

### 固定資産税の減額措置 ～住宅バリアフリー改修工事～

新築した日から10年以上を経過した住宅で、以下のバリアフリー改修工事を行った場合(貸家住宅を除く)、改修工事が完了した日の翌年度(1年間)の固定資産税を3分の1減額します。

注 税制改正により内容に変更が生じることがあります。

対 以下すべてに該当し、当減額措置を受けたことがない場合

- (1)床面積…100㎡まで
- (2)バリアフリー改修費用の自己負担額が50万円以上
- (3)次のいずれかの改修工事を行っていること  
廊下の拡幅、階段のこう配を緩和、浴室改良、便所改良、手すりの取り付け、屋内の段差解消、出入口の戸の改良(引き戸への取り替えなど)、床の材質の改良
- (4)次のいずれかの人が居住

- ①65歳以上
- ②要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③障がい者手帳を交付されている人

提 改修工事完了日からおおむね3カ月以内に、住宅所有者が固定資産税減額申請書に必要書類を添付し課税課資産税担当へ

持 領収書の写しなど

- ▽工事明細書・設計書の写しなど
- ▽(4)が証明できるもの(①住民票など②介護保険の被保険者証など③障がい者手帳など)の写し
- ▽納税義務者の住民票の写し(市外在住者のみ)

☎課税課資産税担当

TEL 06-6992-1474

### 納付は済んでいますか？ ～保険料を滞納している人へ～

現在、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納期限までに納付している人との公平性・公正性を保つため、滞納している人に対し、法令に基づき差押処分をより一層強化しています。

早めに相談してください。

☎保険収納課

TEL 06-6992-1537～1538

### 固定資産課税台帳の閲覧、 縦覧帳簿の縦覧

閲覧

納税義務者は4月1日(水)から固定資産課税台帳のうち自己の資産が記載された部分について閲覧することができます。また、借地人・借家人等も自己の使用又は収益の対象となる部分を閲覧することができます。

※6月1日(月)まで無料

縦覧

納税義務者は期間中、市内に所有する自己の土地や家屋の価格と他の土地や家屋の価格を比較できるようにするため縦覧帳簿を見ることができます。

時 4月1日(水)～6月1日(月)  
9:00～17:30(土・日、祝日除く)

場 課税課

持 ①本人確認書類…運転免許証・資格確認書など(顔写真付きは1点、顔写真なしは2点)

②前年度の納税通知書

閲覧・縦覧ができる人

▽納税者(共有者含む)

持 ①・②

▽納税者と同居家族

持 ①・②、納税者との関係が確認できるもの

▽納税管理人

持 ①・②、納税者が法人の場合は、法人の代表者または受任者であることが証明できるもの(委任状など)

▽納税者からの委任状などの持参者

持 ①・②、委任状など

▽借地人・借家人(閲覧のみ)

持 ①・②、賃貸借契約書など地上権その他の権利の成立および有効性を証する書類

☎課税課資産税担当

TEL 06-6992-1474



### お知らせ

#### 後期高齢者医療保険料率が 変わります

令和8年度から、従来の保険料(医療分)に加え、児童手当の抜本的拡充など、子ども子育て世帯への給付に充てるため、子ども・子育て支援金分の保険料(子ども分)を算定します。

なお、後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定しています。(子ども分は、令和8年度から令和10年度にかけて1年ごとに改定)

また、令和8年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬ごろに郵送します。

#### 仮徴収

▽4月から特別徴収※が開始される人  
後期高齢者医療仮徴収額決定通知書を4月上旬ごろに郵送します。

前年度の2カ月分に相当する保険料額がそれぞれ4月・6月・8月に年金から天引き

▽すでに特別徴収※により保険料を納付している人

2月の保険料額と同じ額がそれぞれ4月・6月・8月に年金から天引き

令和8年度の後期高齢者医療の保険料額は7月に決定するため、10月・12月、令和9年2月の徴収額は、4月・6月・8月に仮徴収した額と調整した上で、7月に通知します。

※年金から後期高齢者医療保険料が天引きされること

#### 次のいずれかに該当する人は特別徴収の対象外

▽年金受給額が年額18万円未満

▽介護保険料が特別徴収されていない

▽介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えている

☎保険課

TEL 06-6992-1545